

給食費(主食費・副食費)について

保育所、認定こども園・幼稚園の3歳クラス以上から次のように給食費をお支払いいただくこととなります。

■給食費について

【市内公立施設】

施設種別	給食費	(内副食費)	お支払方法
・保育所 ・こども園(保育認定)	5,100 円	(4,350 円)	毎月 10 日に口座振替
・こども園(教育認定)	4,100 円	(3,400 円)	在籍する施設での口座振替

※保育所・こども園(保育認定)において、土曜日の保育を利用される場合、日額 150 円がかかります。

※給食費、副食費については、変更する可能性があります。

【市内私立施設・市外施設】

施設種別	給食費	(内副食費)	お支払方法
・保育所 ・こども園	各施設にお問い合わせください。		

■副食費の免除について

以下のいずれかの条件に該当する児童については給食費の内、副食費が免除となります。また、副食費が免除となる場合、「副食費徴収免除のお知らせ」の通知文にて副食費が免除となる期間をお知らせします。

【副食費の免除対象となる条件】

・保育所、認定こども園の保育認定の場合、下記のいずれかの条件に当てはまれば免除対象となります。

- ① 市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯の児童である場合
- ② 市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満のひとり親世帯等の児童
- ③ 小学校就学前の児童からカウントして、第3子以降の児童である場合

・認定こども園の教育認定の場合、下記のいずれかの条件に当てはまれば免除対象となります。

- ① 市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯の児童である場合
- ② 小学校3年生の児童からカウントして、第3子以降の児童である場合

■その他、市町村民税所得割課税額の算定方法等

・市町村民税所得割課税額の算定方法について

副食費の免除判定対象となる市町村民税の年度は、

- ・令和7年4月～8月分の免除判定 … 令和6年度市町村民税の課税額
- ・令和7年9月～令和8年3月分の免除判定 … 令和7年度市町村民税の課税額

と期間により異なるため、年度の途中(9月)で副食費の免除判定が変更となる場合があります。

また、令和7年度確定申告または令和7年度市町村民税の申告が必要な人は、9月以降の副食費免除判定のため、早めに申告手続きを済ませておいてください。

配偶者にも市町村民税が課税されている場合は、その税額も合算し、副食費免除判定をします。また、対象期間の父母の収入が合計103万円以下の場合は、同居の祖父母等の市町村民税額も合算します。

なお、市町村民税所得割額を適用する際、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等、適用されない控除があります。副食費の免除判定はそれらの控除前の税額で判定します。

・副食費の免除判定に関する兄弟姉妹のカウント方法について

〈保育認定の場合〉

同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設に在籍している就学前子どもや、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している就学前子どもがカウント対象となります。

〈教育認定の場合〉

同一世帯に、小学校1～3年生までの子ども、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設に在籍している就学前子どもや、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している就学前子どもがカウント対象となります。

・ひとり親世帯等について

「ひとり親世帯等」として保育料等を算定するためには、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証明書、身体障害者手帳、療育手帳等のコピーの提出が必要です。所得制限により児童扶養手当の支給が停止されている場合の提出書類は、市役所保育幼稚園課にお問い合わせください。